

なお、一般的には人力車は自家用と営業用に分かれ、営業用の中には同業者が集まって組合を作り、溜り場を設けて順番に客の注文に応ずる方式をとるものと、組合に入らずに、あるいは自宅にいて自由に客の注文に応ずる流しの業者があった。玉村地区では全員が組合に加入していたのか、流しのものがないのかは不明である。なお、記録によると三十七年に人力車の取り締まりを所管する警察署から、各人に人力車の登録番号が交付されている。また、大正四年には車両検査が実施された記録があり、組合から各人に通知が出されているところから推定すると、おそらく全員が組合に加入しており、警察署が組合を通じて指導監督していたと考えられる。

なお、この資料を分析して、表3-39、年別玉村町の人力車組合員数の表を作成した。

表3-39 年別玉村町(旧玉村・旧芝根)の人力車組合員数

| 年 別 | 旧玉村地区 | | 旧芝根地区 | | 計 |
|-------|-------|----|-------|----|----|
| | 人 | | 人 | | |
| 明治33年 | | | | | 18 |
| 34年 | 17 | 小泉 | 2 | | 19 |
| 35年 | 16 | 〃 | 2 | | 18 |
| 36年 | 14 | 〃 | 1 | 小泉 | 16 |
| 37年 | 16 | 〃 | 2 | 五料 | 19 |
| 38年 | 11 | 〃 | 2 | 小泉 | 14 |
| 40年 | 12 | 〃 | 2 | 〃 | 15 |
| 41年 | 14 | 不明 | 4 | | 18 |
| 42年 | 13 | 〃 | 4 | | 18 |
| 43年 | 14 | 〃 | 4 | | 19 |
| 大正2年 | 12 | 〃 | 1 | 五料 | 16 |
| 3年 | 11 | 〃 | 1 | 小泉 | 15 |
| 4年 | 11 | 〃 | 1 | 〃 | 14 |
| 5年 | 11 | 〃 | 1 | 〃 | 14 |
| 6年 | 13 | 〃 | 1 | 〃 | 16 |
| 7年 | 13 | 〃 | 1 | 〃 | 16 |
| 8年 | 13 | 〃 | 1 | 〃 | 16 |
| 11年 | 11 | 〃 | 1 | 五料 | 15 |
| 12年 | 10 | 〃 | 1 | 小泉 | 14 |
| 13年 | 8 | 〃 | 1 | 〃 | 12 |
| 15年 | 6 | 〃 | 1 | 五料 | 9 |

(諸橋金治家文書より作成)

この表をみると、玉村と同様に昔から交通の要衝であった五料に、人力車を営業するものがあつたことは、誰でも

うなづけることである。五料飯玉神社の南二軒目に齋藤という人力車屋があつた。それに対して五料のすこし北にあたる農村の小泉に、時には二台の人力車があつたのには、疑問をもたれるところであるが、小泉には江戸時代の末期から、小児科専門で県内に名医の名が高かつた「重田医院」が、引き続き名声を博していたから、明治・大正になつても多くの人達が診療をうけに来ていたので、その送迎にこの人力車が利用されたものと思われる。

また、角淵にも明治から大正にかけて六年間、下之宮にも大正末期に近い三年間、人力車がそれぞれ一台開業して、いたことが知られる。

人力車賃表 (大正十五年四月五日)

玉村町ヨリ

- 一、新町(二里十二丁) 金九拾銭
- 一、芝根(二里十二丁) 金七拾銭
- 一、倉ヶ野(二里十二丁) 金五拾銭
- 一、若鼻(二里) 金五拾銭
- 一、新町(二里十二丁) 金九拾銭
- 一、芝根(二里十二丁) 金七拾銭
- 一、倉ヶ野(二里十二丁) 金五拾銭
- 一、若鼻(二里) 金五拾銭
- 一、新町(二里十二丁) 金九拾銭
- 一、芝根(二里十二丁) 金七拾銭
- 一、倉ヶ野(二里十二丁) 金五拾銭
- 一、若鼻(二里) 金五拾銭

伊勢崎営業人力車組合 組合長 伊勢崎 組合員 伊勢崎

図3-14 人力車賃表 (諸橋金治家文書より)

なお、期間は不明であるが、明治末期から上新田の三丁目立場(人力車の発着所)となつたり、休憩をとるところが開設されており、組合から若干の謝礼金を支払っていた記録が散見されている。

大正十五年(一九二六)に改正された人力車の運賃表が残されている。それによると、玉村を基点とし、

- 一 玉村町々内 金三〇銭
- 一 新町(二里二丁)約五二キロ 金九〇銭
- 一 芝根(二里一〇丁)約五キロ 金七〇銭
- 一 倉ヶ野(二里二〇丁)約六・五キロ 金一〇銭
- 一 若鼻(二里約三・九キロ) 金五〇銭

と定められ、前記以外の地域の記載がない。したがって人力車が営業するおおよその区域は、玉村から約一里四方であつたと推定される。この

第二節 神への信仰

一 家と同族の神

家・屋敷 屋内や家敷内には、家の守護と繁栄を願つて、いろいろな神が祀られている。また、井戸や便所などに祀る神、にも神の存在を認め、正月などには供えものをしている家が多い。

神棚 多くの家では神棚を母屋の屋内に設けている。神棚は一種の祭壇である。ここには伊勢の皇大神宮、鎮守とする神社、また、ふだん信仰している社寺の札や御幣などを祀っている。そして正月などの節日や、ムラの祭りには灯明を上げ、供えものをしていく。また、その家の祝事や特別な願ひごとをする時などにも拝まれてきた末町一徳、エビス大黒様、エビス様と大黒様は財福を招く神といわれ、一対にして屋内の棚に祀られている家が多い。そして、一月二十日と十一月二十日のエビス講の日には、床の間か南面したザシキに移し、テンブラやお頭つき(か)の魚などを供えて、家ごとの祭りを行つてきた。

かま神様 かまど神様のことを、木町内ではカマガミ様、またはオカマ様と呼んでいる。炊事場の柱の上に、南面して棚を設け、この中に祀る小さなわら束に御幣を立てたものを、カマガミ様の御神体としている。また、年の暮れには正月の輪飾り(か)をその棚の下にさげて供えた。この輪飾りは一年間そのまましておき、もし、魚の骨が喉につかえた時には、これで喉をなでるとよいといわれた(か)新田。また、正月には十二の垂の付いている輪切りの注連(か)をあげる家もある。そして、神無月の一日の日には、ぼたもちを三つか五つ、釜のふたを裏返しした上に供えた。これをオカ

マ様のルスインギョウといった。オカマ様は、ほかの神様のように、神無月には出雲国に行かないで、留守居(か)してくれる神といわれていた(か)福島。

屋敷稲荷 屋敷内に祀る稲荷のことを本町内ではヤシキイナリ、またはイナリ様といっている。ちなみに東毛地方などではウジガミ様(か)神様とも呼んでいる。この神は、その家を守る主祭神で、本来的には、一族の祖霊を祀つてきたものであるが、現在では稲荷を祭神としている家が県内では多い。つきに、本町内での各家の祭祀例をあげてみよう。

- ・屋敷祭りといって、その年の最後のウマ午の日に祭りをしている。十二月十四日頃となる。稲荷様の前にシノ竹に付けたオンベ(か)御幣を二本立てる。そして、イワシ、赤飯、豆腐を供えた。豆腐は手で千切つて、稲荷様の屋根のグシに供えた(か)下之宮。
- ・屋敷祭りといって、十二月十五日に行つていく。夕方に提灯をさげ、子供も連れて稲荷様に赤飯、ケンチン汁、精進揚げ、サンマ二匹を供え、うしろをふり向かずに、家に戻つてきた(か)上新田。
- ・祭日は十二月二十五日、供物は赤飯、イワシなどで、近所の子供にも分けてやった。また、ネコにもくれた。以前はわら宮で、祭りに新しく作り替えたが、現在では石宮になつていく(か)飯塚。

以上の例に見られるように、祭日はいく通りかに分かれている。これを他地方の例と関連させてみると、十二月十五日または二十五日は、以前(か)十一月十五日(旧曆十一月十五日)であつたものが、新曆十二月十五日か、十日遅れの二十五日に移行されたものと考えられる。また、その年の最後のウマの日(か)下之宮は、初午の日に対応する日取りと思われる。冬至の日(か)五料は「何をしてもよい日(か)支障のない日」といわれてきた。また、子供やネコに供物を分けてやった